

様式第 1 号

令和 7 年 6 月 3 0 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

〔設置者の名称〕 一般社団法人 五常会

〔代表者の役職〕 理事長〔代表者の氏名〕 渡邊 奈美

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	東北歯科技工専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	宮城県仙台市太白区向山 4 丁目 2 7 - 8
学長又は校長の氏名	渡邊 奈美
設置者の名称	一般社団法人五常会
設置者の主たる事務所の所在地	宮城県仙台市太白区向山 4 丁目 2 7 - 8
設置者の代表者の氏名	渡邊 奈美
申請書を公表する予定のホームページアドレス	http://www.toushigi.ac.jp

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☐ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

☒ 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☐ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	小松 勝	022-266-0237	info-1@toushigi.ac.jp
第2号の1	神永 聡	022-266-0237	kaminaga@toushigi.ac.jp
第2号の2	八巻賢一	022-266-0237	koneyamaki@toushigi.ac.jp
第2号の3	神永 聡	022-266-0237	kaminaga@toushigi.ac.jp
第2号の4	小松 勝	022-266-0237	info-1@toushigi.ac.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☒ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☒ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東北歯科技工専門学校
設置者名	一般社団法人五常会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
歯科技工士専門課程	歯科技工学科	夜・通信	58.5 単位	6 単位	
	研修科	夜・通信	32 単位	3 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<http://www.toushigi.ac.jp>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	東北歯科技工専門学校
設置者名	一般社団法人五常会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校評価委員会
役割	学校自己点検項目 1. 教育理念、目標 2. 学校運営 3. 教育活動 4. 教育成果 5. 学生支援 6. 教育環境 7. 学生募集 8. 社会貢献 9. 法令遵守 以上の項目について検証する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(有) ケイエスデンタル	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	業界団体（歯科技工所）の関係者
(株) メディナ	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	業界団体（歯科技工所）の関係者
薬師堂歯科	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	業界団体(歯科医師) 元東北大学歯学研究科の関係者
日本平歯科医院	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	業界団体(歯科医師)の関係者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東北歯科技工専門学校
設置者名	一般社団法人五常会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
(1)シラバスの作成過程	
10月	教務部常勤教員で次年度の授業計画会議を行う。 非常勤講師と意見交換をする。 教育課程編成委員会で意見交換をする。
11月	評価委員会にて意見交換をする。
12月	常勤教員により授業計画書を作成する。
1月	教務主任が内容を精査し、常勤・非常勤教員と内容の最終確認をする。
2月	完成
3月	公表
(2)シラバスの内容について	
・授業の方法(講義もしくは実習)の記載。 ・各教科の年間スケジュール・担当教員・概要・到達目標および各時間の行動目標を記載。 ・成績評価方法の記載。	
授業計画書の公表方法	http://www.toushigi.ac.jp
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
1 学年の評価	
・講義教科は最終講義後に筆記試験もしくはレポート提出を行い、点数(100 点満点)にて履修の評価をする。 ・実習科目は製作物およびレポートを実務経験のある教員が行い、点数(100 点満点)にて履修の評価をする。 ・2月末に学年末試験として実技試験を行い複数名の実務経験のある教員が点数(100 点満点)にて評価する。	
2 学年の評価	
・前期試験(7 月)後期試験(12 月)を実施し実技・筆記の試験を行う。評価は点数(100 点満点)にて実務経験のある複数名の教員が行う。 ・各実習後に製作物およびレポートを実務経験のある教員が行い、点数(100 点満点)にて履修の評価をする。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) GPA は設定していないが、教科ごと実習・講義の評価を点数(100 点満点)で行い、その平均点がその教科の成績としている。 また、全教科の平均を算出している。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	http://www.toushigi.ac.jp/elucidation/ 上記ページ内の「客観的な指標の算出方法」の請求により公開
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学則において定めている。以下抜粋。 第30条 進級及び卒業認定については、学業成績及び出席状況を評定の上、会議を得て校長が行う。 第31条 不合格科目を有する者は、留年とする。留年した者は、当該学年に配当されている全科目の再履修をしなければならない。 第32条 別表に定める各教科において、出席日数が、授業時間数の4分の3以上に達するものは、前期試験、後期試験及び卒業試験を受験することができる。 2 前項要件に満たない者については、校長が認めれば補習を行ない受験させることもある。 (卒業) 第33条 卒業修業年限が終わり、所定の学科課程を終了し卒業を認定された学生には、卒業証書を授与する。 (称号授与) 第34条 前条により、歯科技工士専門課程を修了した者には、専門士(歯科技工士専門課程)の称号を授与する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	http://www.toushigi.ac.jp/elucidation/ 上記ページ内の「卒業の認定に関する方針の公開」の請求により公開

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東北歯科技工専門学校
設置者名	一般社団法人五常会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.toushigi.ac.jp/elucidation/ 上記ページ内の「財務諸表等」の請求により公開
収支計算書又は損益計算書	http://www.toushigi.ac.jp/elucidation/ 上記ページ内の「財務諸表等」の請求により公開
財産目録	http://www.toushigi.ac.jp/elucidation/ 上記ページ内の「財務諸表等」の請求により公開
事業報告書	http://www.toushigi.ac.jp/elucidation/ 上記ページ内の「財務諸表等」の請求により公開
監事による監査報告（書）	http://www.toushigi.ac.jp/elucidation/ 上記ページ内の「財務諸表等」の請求により公開

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		歯科技工士専門課程	歯科技工学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	62 単位時間／単位	単位時間 29/単位	単位時間 /単位	単位時間 33/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			62 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
60 人		10 人	0 人	6 人	1 人	7 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） シラバスにて以下の内容とともに記載。 ・授業の方法（講義もしくは実習）の記載。 ・各教科の年間スケジュール・担当教員・概要・到達目標および各時間の行動目標を記載。 ・成績評価方法の記載。
成績評価の基準・方法
（概要） （評価） 1 学年の評価 ・講義教科は最終講義後に筆記試験もしくはレポート提出を行い、点数(100 点満点)にて履修の評価をする。 ・各単位の評価は製作物およびレポートを実務経験のある教員が行い、点数(100 点満点)

にて履修の評価をする。 ・ 2 月末に学年末試験として実技試験を行い複数名の実務経験のある教員が点数(100 点満点)にて評価する。 2 学年の評価 ・ 前期試験(7 月)後期試験(12 月)を実施し実技・筆記の試験を行う。評価は点数(100 点満点)にて実務経験のある複数名の教員が行う。 ・ 各実習後に製作物およびレポートを実務経験のある教員が行い、点数(100 点満点)にて履修の評価をする。
卒業・進級の認定基準 (概要) 卒業・修了については学則に定める。(以下学則抜粋) 第 30 条 進級及び卒業認定については、学業成績及び出席状況を評定の上、会議を得て校長が行う。 第 31 条 不合格科目を有する者は、留年とする。留年した者は、単位を取得している科目であっても、学力・技術力維持のため当該学年の必修科目を再履修を求めるものとする。 第 32 条 別表に定める各教科において、出席日数が、授業時間数の 4 分の 3 以上に達するものは、前期試験、後期試験及び卒業試験を受験することができる。 2 前項要件に満たない者については、校長が認めれば補習を行ない受験させることもある。 (卒業) 第 33 条 卒業修業年限が終わり、所定の学科課程を終了し卒業を認定された学生には、卒業証書を授与する。 (称号授与) 第 34 条 前条により、歯科技工士専門課程を修了した者には、専門士(歯科技工士専門課程)の称号を授与する。 (概要) 卒業・修了については学則に定める。(以下学則抜粋) 第 30 条 進級及び卒業認定については、学業成績及び出席状況を評定の上、会議を得て校長が行う。 (修了) 第 33 条 卒業修業年限が終わり、所定の学科課程を終了し卒業を認定された学生には、修了証書を授与する。
学修支援等 (概要) ・ 授業時間外での実習および講義の支援をし各教科における理解度を高めるようにしている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
10 人 (100%)	1 人 (10%)	8 人 (80%)	1 人 (10%)

(主な就職、業界等) 歯科技工所、歯科医院
(就職指導内容) 就職希望調査を2年時に実施し面談を重ねて行い学生一人一人が希望に添った就職を実現できるように親身にサポートを行っている。
(主な学修成果(資格・検定等)) 歯科技工士国家試験受験資格、歯科技工士専門士
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
12 人	3 人	25%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任による個別指導、カウンセリング		

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療		歯科技工士専門課程	研修科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1 年	昼	32 単位時間／単位	単位時間 9/単位	単位時間 /単位	単位時間 23 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			32 単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
10 人		3 人	0 人	6 人	1 人	7 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) シラバスにて以下の内容とともに記載。 ・授業の方法(講義もしくは実習)の記載。 ・各教科の年間スケジュール・担当教員・概要・到達目標および各時間の行動目標を記載。 ・成績評価方法の記載。
成績評価の基準・方法
(概要) (評価) 評価 ・講義教科は最終講義後にレポート提出を行い、点数(100 点満点)にて履修の評価をする。

・各単位の評価は製作物およびレポートを実務経験のある教員が行い、点数(100 点満点)にて履修の評価をする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業・修了については学則に定める。(以下学則抜粋) 第 3 0 条 進級及び卒業認定については、学業成績及び出席状況を評定の上、会議を得て校長が行う。 第 3 1 条 不合格科目を有する者は、留年とする。留年した者は、単位を取得している科目であっても、学力・技術力維持のため当該学年の必修科目を再履修を求めるものとする。 第 3 2 条 別表に定める各教科において、出席日数が、授業時間数の 4 分の 3 以上に達するものは、前期試験、後期試験及び卒業試験を受験することができる。 2 前項要件に満たない者については、校長が認めれば補習を行ない受験させることもある。 (卒業) 第 3 3 条 卒業修業年限が終わり、所定の学科課程を終了し卒業を認定された学生には、卒業証書を授与する。 (概要) 卒業・修了については学則に定める。(以下学則抜粋) 第 3 0 条 進級及び卒業認定については、学業成績及び出席状況を評定の上、会議を得て校長が行う。 (修了) 第 3 3 条 卒業修業年限が終わり、所定の学科課程を終了し卒業を認定された学生には、修了証書を授与する。
学修支援等
(概要) ・授業時間外での実習および講義の支援をし各教科における理解度を高めるようにしている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
3 人 (100%)	0 人 (0%)	3 人 (100%)	人 (0%)
(主な就職、業界等) 歯科技工所、歯科医院			
(就職指導内容) 就職希望調査を実施し面談を重ねて行い学生一人一人が希望に添った就職を実現できるように親身にサポートを行っている。			
(主な学修成果(資格・検定等))			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率

4 人	1 人	25%
(中途退学の主な理由) 自己都合		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任による個別指導、カウンセリング		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科技工 学科	200,000 円	720,000 円	540,000 円	実習費 240,000 円施設維持費 300,000 円
研修科	100,000 円	600,000 円	240,000 円	実習費 240,000 円
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.toushigi.ac.jp/elucidation/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 以下の項目について評価委員を構成し、点検評価結果を踏まえて評価委員会を実施し、評価の低い項目について精査し学校運営委員会、理事会を通じて検討調整し、妥当性のあるように学校運営をとり行う。 学校自己点検項目 1. 教育理念、目標 2. 学校運営 3. 教育活動 4. 教育成果 5. 学生支援 6. 教育環境 7. 学生募集 8. 社会貢献 9. 法令遵守 10. 評価委員会の構成		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
(有) ケイエスデンタル	2025. 4. 1～2026. 3. 31	歯科業界団体 (歯科技工士)
(株) メディナ	2025. 4. 1～2026. 3. 31	歯科業界団体 (歯科技工士)
薬師堂歯科	2025. 4. 1～2026. 3. 31	歯科業界団体 (歯科医師)
日本平歯科医院	2025. 4. 1～2026. 3. 31	歯科業界団体 (歯科医師)
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.toushigi.ac.jp		

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.toushigi.ac.jp
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	h104391040012
学校名（〇〇大学等）	東北歯科技工専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園等）	一般社団法人五常会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 （内数） ※家計急変による者を除く。		一人（ ） 人	一人（ ） 人	一人 （ ）人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅱ区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅲ区分	一人	0人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人 （ ）人
合計（年間）				0人 （ ）人
（備考）				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0 人	0 人	
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	人	0 人	0 人	
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0 人	0 人	
「警告」の区分に連続して該当※「停止」となった場合を除く。	人	0 人	0 人	
計	人	0 人	0 人	
(備考)				

--

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	０人	後半期	０人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	０人
３月以上の停学	０人
年間計	０人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	０人
訓告	０人
年間計	０人
(備考)	

--

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当 又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。